

平成29年度第1回奈良県人権施策協議会 議事録

1 開催日時

平成29年5月30日（火） 10:30～11:30

2 開催場所

奈良県商工会議所 4階 小ホール
奈良市登大路町36-2

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、阿久澤委員、佐々木委員、千原委員、村上委員、渋谷委員、松田委員、須藤委員、阿古委員、岡下委員
事務局：梶田くらし創造部長、吉田くらし創造部次長、福井人権・地域教育課長、細井人権・地域教育課長補佐、矢富人権施策課長、高塚人権施策課長補佐

4 議題

- (1) 今年度の奈良県人権施策協議会の進め方について
- (2) 人権に関する県民意識調査について
 - ①部会の設置について
- (3) その他

※配付資料

- 資料1. 平成29年度第1回奈良県人権施策協議会の進め方について
- 資料2. 人権に関する県民意識調査について
- 資料3. 奈良県人権施策協議会規則

5 議事内容

◎開会挨拶（梶田くらし創造部長）

人権に関する状況については、昨年に障害者差別解消法が施行され、さらにはLGBT、子どもをはじめとする貧困問題、ヘイトスピーチなど、新たな人権問題が顕在化している。このような社会情勢の変化に対応するため、県では、今年度より、平成16年3月に策定した「奈良県人権施策に関する基本計画」の見直しを行う意向である。

その為に、本日の議題に挙げている「人権に関する県民意識調査」を行い、県民の意識がこのような社会情勢の中で、どのように変わっていったのか、あるいはそれを踏まえて、どのような施策を展開していくべきなのか、ということを検討したいと思っている。

この協議会において、県民意識調査についての協議をしていただく専門部会を設置することを、提案をさせていただく。そのようなところについて、ご審議いただきたいと思っているので、皆様に様々なお立場から忌憚のないご意見をいただきたい。

◎議題（１）今年度の奈良県人権施策協議会の進め方について

寺澤会長

議題（１）今年度の奈良県人権施策協議会の進め方について、事務局から説明願います。

◆事務局（高塚人権施策課長補佐）から説明

本年度の協議会については、３回の開催を予定している。本年度、県においては「人権に関する県民意識調査」の実施を図りたいと考えており、本日の第１回目の協議会では、本年度の協議会開催予定及び「人権に関する意識調査」の実施について、この後ご審議いただくこととしている。

８月に第２回目の協議会開催を予定している。この場においては、例年開催している協議会同様に、県における「人権施策に関する主な取組について」、また「奈良県人権施策に関する基本計画」の推進について、各事業担当課等の出席を求めたうえで開催し、各委員よりご意見をいただきたいと考えている。また、今回実施予定の「意識調査」の素案についても同じくご意見をいただく予定としている。

来年３月に３回目の協議会開催を予定している。こちらでは、意識調査について、結果の報告をさせていただき、委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えている。

今年度の協議会については記載のとおり３回の開催とし、進めてまいりたいと考えている。

寺澤会長

今年度の奈良県人権施策協議会の進め方について、このとおりでよろしいでしょうか。何か質問等はありませんか。

各委員より

「異議なし」の声。

寺澤会長

特に異議がないようなので、本年度の奈良県人権施策協議会は、この予定どおり開催することとします。

◎議題（２）人権に関する県民意識調査について（部会の設置について）

寺澤会長

議題（２）人権に関する県民意識調査について、事務局から説明願います。

◆事務局（高塚人権施策課長補佐）から説明

目的としては、平成１６年３月に策定を致した「奈良県人権施策に関する基本計画」の見直しにあたり、人権問題に関する県民の意識について現状を把握したいと考えている。

また以前に行った意識調査との経年比較により人権施策の成果を検証したいと考えている。

現状・課題については、平成２０年度に意識調査を実施してから今年度まで９年が経過している。その間、「障害者差別解消法」あるいは「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が施行されたほか、ＬＧＢＴ、子どもをはじめとする貧困問題、ヘイトスピーチといった新たな

人権課題が社会問題化するなど、人権施策に関する社会情勢が著しく変化している。このような社会情勢の変化に対応した人権施策を推進するうえで課題の整理を行う必要があるかと考えている。

調査の概要としては、今回の調査実施にあたり、調査項目・調査分析項目の検討、協議、調査報告書の内容について、検討、協議をいただくため、当協議会に「調査専門部会」の設置が必要であると考えている。

専門部会については、実態調査の設問検討、協議会への調査結果報告などについてご協議をいただきたいと考えている。こちらの専門部会については、記載の通り年4回の開催を予定している。

奈良県人権施策協議会規則第7条第1項において、「協議会は必要に応じて部会を置く。」と定めており、部会の設置について、本日ご出席の委員の皆様方にお諮りさせていただく。

第2項においては、「部会所属の委員は会長が指名する。」と定めており、第3項は「部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。」となっている。この2点については、寺澤会長にお願いしたいと考えている。

調査結果の活用等について、人権に関する県民意識の現状を把握し、前回調査結果との比較検討も行ったうえで、これまでの人権啓発等に関する各種取組の効果を検証し、新たな課題の発見や今後のより効果的な施策のための検討資料とする。

調査結果の公表については、当協議会で最終的にご了解をいただいた後、庁内、市町村、図書館等において、供覧を行うとともに、県の人権施策課ホームページにおいても公開し、調査結果の概要、分析内容については、報道発表もさせていただく予定。

過去の意識調査の概要について、県においては、平成14年度、平成20年度、平成23年度と意識調査を実施してきた。平成23年度の調査は、対象を15歳から19歳の方に絞った「若者の意識調査」として実施を行い、概ね無記名アンケート調査郵送で、設問については、概ね20問前後とし、委託により実施を行ってきた。

◆各委員からの質問事項

阿久澤委員

外国籍住民の方は調査対象に含まれますか。奈良県内の市町村ではこれまでどのような調査を行った実績がありますでしょうか。

矢富人権施策課長

専門部会の方で、色々のご検討をいただくことになると考えている。市町村のこれまでの調査実績については、確認次第、回答させていただきたい。

佐々木委員

調査対象者数が2,500人とされていますが、平成20年度は3,000人で、今回の2,500人の調査対象者数に何か意味はあるのでしょうか。

矢富人権施策課長

調査項目の回答率等を鑑みて、2,500人程度であれば有効というように、課で考えたところ。

野口副会長

調査対象者が18歳以上ということになっています。50代の数が増えている状況で、サンプル数を3,000人から2,500人に減らすというのは、少しどうかと疑問に思います。専門部会で検討することなのですが、検討の余地はありますか。

高塚人権施策課長補佐

2,500人については、県の統計部局で持っている公式から導き出した。県の人口やこれまでの回収率を見込んだ公式から導き出されたものである。

この公式に当てはめて、回収率については45%程度と想定したところ、調査対象者数に関しては概ね2,500人という結果が出てきた。

寺澤会長

専門部会が設置されるということですが、この2,500人という数について専門部会で触っていくような余地はありますか。

高塚人権施策課長補佐

委託業務で印刷あるいは発送ということになり、基本的には一般競争入札で業者の方を選定させていただく予定としている。設問の中身等については、専門部会等にお諮りした上で、決定するというようにしている。業者の手間賃、その辺りをどのように捉えるかということだと思う。実態としては、経費にあまり余裕がない状況だとは考えている。

野口副会長

少し心配しているのが、18歳以上に年齢を下げていることです。このようなアンケート調査を行った際に、20歳代の回収率が非常に低いのです。18歳以上に引き下げると、その世代の回収率が他の年齢層と比べるとかなり低くなると考えられます。そうなると、有効回答してもらっている若い世代のサンプル数が非常に少なくなります。若者の意識を捉えるということ、どの程度重要視するのでしょうか。それを鑑みて、その辺りが少し心配です。

他、実際に費用がかかるのは郵送費だと考えます。郵送費については、アンケート調査を行う封筒や、あるいは督促のハガキを送付する費用になるかと思われれます。仮に200円×500枚でも、それほど費用はかからないかと思われれます。

村上委員

前回の回答率が40.9%、40%台となっていますが、この点はどのように見ておられるのでしょうか。他、障害のある方本人が答えられるような工夫はされているのでしょうか。奈良県の場合は人口の5%、対象者の2,500人の内125人には調査が行くと考えられます。その人達についてもきちんと回答ができるのかという心配があります。

矢富人権施策課長

近畿府県の実施状況を参考にし、大体40%~50%の間ということで回収率が出ているので、この程度で最終的には回収できればと思っている。

ご指摘いただいた障害者が回答しやすい工夫というのは、専門部会の方で色々のご協議いただきたいと思いますと考えている。

寺澤会長

部会を設置することについて、私の方から数名指名ということなので、野口委員、阿久澤委員にお願いしたいと思います。また、ご承諾をいただければ私もこの委員に入らせていただきたいと思います。

さらに協議会規則第7条第4項に基づき、外部委員ということで、平成20年度の意識調査の際に、今回と同じく協議会に設置した部会の委員をされた、大阪樟蔭女子大学副学長の竹村一夫（たけむらかずお）先生に加わっていただきたいと思います。こちらでご提案させていただくが、ご承認いただけますでしょうか。

各委員より

「異議なし」の声。

寺澤会長

それでは、部会は私と野口委員、阿久澤委員、竹村委員とで構成します。また、部会長は、協議会規則第7条第3項の規定に基づき、私の方から会長指名となっているので、野口委員に務めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員より

「異議なし」の声。

野口副会長

承知しました。

寺澤会長

それでは、他に何かご意見等があればお伺いしたいです。

阿古委員

この目的の中で、経年比較を挙げられています。過去3回されている中で、経年比較ということになると、設問が限られてくると考えます。前回行った設問とほぼ同じものにするものでしょうか、新しい項目を設けるのでしょうか。そのバランスは専門部会の方で考えていただければ良いが、資料を見ると少しその点が気になりました。

寺澤会長

貴重なご意見ありがとうございます。事務局も十二分に承っていただくよう期待します。

◆閉会

寺澤会長

他何かご意見等はないでしょうか。特にないようなので、本日の協議会はこれで終了したいと思えます。各委員からいただいたご意見等については、今後事務局の方で対応をお願いしたいと思います。

矢富人権施策課長

本日のご意見・ご提言を踏まえ、本年度の協議会の開催並びに県民意識調査を進めさせていただく。ありがとうございました。